

資料編

1. マスタープラン改定の体制と経緯

(1) 設置要綱

鯖江市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により、平成8年に策定した都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、鯖江市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 都市づくりの基本理念に関すること。
- (2) 都市計画の基本的な方針に関すること。
- (3) その他都市づくりについて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定を終えるまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱が定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年9月8日から施行する。

(2) 改定の経緯

	開催年月日	検討内容
第1回改定委員会	平成23年9月8日(木)	都市計画マスタープランの役割・構成 鯖江市の現況と現行計画の評価 まちづくりの主要課題 将来都市像
第2回改定委員会	平成23年11月24日(木)	将来都市像 ・将来都市像 ・まちづくりの目標 ・将来フレーム ・将来都市構造 まちづくりの方針 ・土地利用の方針 ・交通体系の整備方針
第3回改定委員会	平成24年2月2日(木)	まちづくりの方針 ・公園・緑地の整備方針 ・都市景観の方針 ・都市環境の方針 ・都市防災の方針 重点地区のまちづくりの方針
第4回改定委員会	平成24年3月22日(木)	まちづくりの実現に向けて ・市民主役のまちづくり、地域づくり ・計画の進行管理と見直しの考え方

(3) 改定委員会委員名簿

鯖江市都市計画マスタープラン改定委員会委員名簿

(委員)

川上洋司	福井大学大学院教授	委員長
武井幸久	福井工業高等専門学校教授	委員長代理
加藤修	鯖江商工会議所専務	
齋藤晋	鯖江市区長会連合会会長	
福島定己	福井丹南農業協同組合	
川口直樹	鯖江市都市計画審議会	
斉藤留美	鯖江市都市計画審議会	
浅野秀代	鯖江市都市計画審議会	
中西彰	福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部長	
小野田利宏	福井県土木部都市計画課 (オブザーバー)	

(事務局)

田中憲男	都市整備部長
渡辺俊之	都市計画課長
長谷川伸英	都市計画課 参事
鈴木達久	都市計画課 課長補佐
鎌谷道人	都市計画課 技師